

別添

令和5年度千葉県地域包括支援センター職員初任者研修実施要項

1 実施目的

地域包括支援センターの意義・役割、業務内容、他の専門職種との連携等について理解し、業務を行う上で必要な知識の習得及び技能の向上を図り、もって地域包括支援センターの適切な運営を確保すること。

2 実施主体

千葉県地域包括・在宅介護支援センター協会(千葉県から委託)

3 研修対象者

※ 原則地域包括支援センター就業6か月以下の者を対象。

- A 県内において地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの職員として現に勤務している者又は勤務する予定の者(ブランチ及びサブセンターの職員を含む)
- B 指定介護予防支援業務の委託を受けた事業所の職員
- C 県が適当と認める者

4 研修内容

別紙「千葉県地域包括支援センター職員初任者研修日程及び研修プログラム」のとおりとします。

5 修了証書の交付等

研修修了者に対し「修了証書」を交付します。

但し、遅刻、早退及び中途退出の場合には交付いたしません。

6 その他

研修の実施に当たって必要な事項は、別途通知します。